

令和7年度

鶴田町移住定住促進交付金

町では、移住・定住促進を図るため町内に住宅を所得した場合に、移住定住促進交付金を交付します。



基本

鶴田町に
住宅を取得
した方



加算

子育て世帯

中学3年生までの
子を持つ方
(出産予定を含む)

移住世帯

新たに鶴田町に
転入した方

制度概要

対象物件

居住用として取得した新築・建売・中古住宅で、次の①～②の要件を満たす物件

①既存住宅の建替えや無償譲渡、贈与、相続により取得する住宅でないこと

②居住用部分の割合が、延べ床面積の1/2以上かつ、面積が50㎡以上の住宅であること

申請者要件

令和6年4月1日以降に住宅を取得した方で、次の①～②の要件を満たす世帯

①当該住宅地に住民登録を有し、5年以上の定住を見込む者であること

②世帯員が住宅の所有権を1/2以上有していること

交付額（基本額＋加算額）

住宅の区分	基本額	加算額
新築住宅 建売住宅	10万円	(1) 圏域外転入 ^{※1} 加算：5万円 or 移住 ^{※2} 世帯加算：10万円 (2) 子育て加算：子ども（中学3年生まで）・妊婦1人につき 2万円 (3) 町内建築業者利用加算：5万円
中古住宅	5万円	(1) 圏域外転入 ^{※1} 加算：5万円 or 移住 ^{※2} 世帯加算：10万円 (2) 子育て加算：子ども（中学3年生まで）・妊婦1人につき 2万円

※1：圏域外転入：当町と定住自立圏を構成する五所川原市・つがる市・鰯ヶ沢町・深浦町・中泊町以外からの転入
※2：青森県外からの転入をいいます。

受付期間など

令和8年3月31日まで

受付時間：平日8：30～17：00

受付場所：役場 企画交流課交流係窓口

※受付順に交付決定を行い、予算がなくなり次第、受付終了となります。

上記のほか、要件の詳細や申請方法は直接お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

■問い合わせ・申請先：企画交流課 交流係 ☎：0173-22-2111（内線263）